**環境森林部土木工事等施工管理基準**

この環境森林部土木工事等施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、環境森林部共通仕様書共通編 共１－１－２３「施工管理」に規定する土木工事等の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目的

この管理基準は､土木工事等の施工について、契約図書に定められた工期（履行期間）､工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適用

この管理基準は､栃木県環境森林部が発注する土木工事等について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする｡

また、工事等の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が設けられていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．構成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工程管理

　　　　　施工管理　　　　　　　　　　　　出来形管理

　　　（工事写真を含む）　　　　　　　　　品質管理

４．管理の実施

 (１)受注者は、工事等施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

 (２)施工管理担当者は、当該工事等の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

 (３)受注者は、測定（試験）等を工事等の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

 (４)受注者は､測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は､工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）出来形管理

受注者は､出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表等を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

１）受注者は､品質を品質管理基準に定める試験項目､試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に揚げる工種（イ）、（ロ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で｢必須｣となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で｢その他｣となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

（イ）路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000㎡以下のもの）

（ロ）アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

２）受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

３）レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、受注者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合または公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

４）品質管理基準における舗装（路盤、アスファルト等）に関する摘要欄の舗装施工面積は投影面積とする。

５）公的試験機関は下記のとおりである。

・コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の機関による。

（１）公益財団法人とちぎ建設技術センター

（２）株式会社中研コンサルタント　栃木技術センター

（３）栃木県生コンクリート技術センター

６．規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、工事等写真を施工管理の手段として、各工事等の施工段階及び工事等完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）情報化施工

10,000㎥以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

（３）３次元データによる出来形管理

土工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。